

## 第2章 自然環境及び快適な生活環境の創造と保全

### 1 自然環境の保全

#### 【現状】

##### ①保存樹木・保存樹林の指定

「都市の美化・風致を維持するための樹林の保存に関する法律」により、保存樹木及び保存樹林として指定し、その保存を図っています。

保存樹木指定：27 か所、48 本

保存樹林指定：18 か所、5.8ha



保存樹木 片桐町のクロマツ

##### ②緑化樹配布

地域の緑豊かなうるおいのある街づくりを進めるため、大阪府が育成した樹木を住民が協同して行う地域緑化に活用するために配布しています。

##### ③野鳥や昆虫の生息、移動等に配慮した公園・緑地の整備促進

西河原公園は、従来からあった大木や竹藪、用水路を生かした公園で、野鳥も多く、ゲンジボタルが自然発生する環境整備にも留意しています。毎年6月上旬頃に、公園内でホテル鑑賞会を実施しています。平成10（1998）年に開設した耳原公園は、山の地形を変えることなく、耳原大池を含めここに生きる動植物の保護を考えています。耳原大池は、中の島があり、野鳥の楽園となり池の周りにデッキを設置しバードウォッチングが楽しめ、緑の林を歩けば山野草、野鳥、昆虫に出会うことができます。

##### ④緑のリサイクル

公園の樹木や街路樹等の剪定の際、発生する枝葉を平成6（1994）年度からチップ化し、雑草の抑制等緑化資材として活用しています。

##### ⑤北摂山系や山麓一体の緑の保全

近年、山地部の開発事業により森林面積は微減していますが大きな変化は見られません。また、人工林率は大阪府下平均からみて低く、天然林が多く存在しています。

##### ⑥里山の森林や農地などの適正な保全と活用

###### ア 里山の森林

高度経済成長期を経て、日本の燃料・資材は便利な化石燃料や安価な輸入材などが主流となり、過去、必需品であった薪炭や生活資材、農業資材を得るために管理されていた「里山」が今、手入れされなくなってきました。

###### イ 農地（棚田）

農業従事者の高齢化や後継者不足等の理由により、農地（棚田）を保全していくことが困難な状況にあり、遊休地が増加している傾向にあります。

⑦農地やゴルフ場に対する化学肥料や農薬の適正使用

ア 農家

農薬に対する消費者の意識が向上し、安全で安心な農作物を生産していく必要性が高まるとともに、土や水等の自然環境の保全に対しても考慮していく必要性が高まっています。

イ ゴルフ場

ゴルフ場の芝を管理するため、毎年、農薬を散布しているのが現状ですが、大阪府において「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針基準」及び「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づいて指導を行っています。

【講じた施策】

①保存樹木・保存樹木の指定

平成23（2011）年度における保存樹木・保存樹木の追加指定はありませんでした。

緑化樹配布集計 （単位：本）

平成年度	高木		低木		どんぐりの苗木
	地域	公共	地域	公共	
21	44	0	205	0	2
22	45	0	0	0	0
23	206	0	0	0	0
平成9年からの合計	2,552	948	14,857	9,106	120

②緑化樹配布

平成23（2011）年度の緑化樹配布数及び平成9年度からの合計は、次のとおりです。

※つる性植物を含む。

③野鳥や昆虫の生息、移動等に配慮した公園・緑地の整備促進

公園新設時には、できるだけ配慮しています。

- ・平成23（2011）年度ホテル鑑賞会（西河原公園）  
平成23（2011）年6月10日（金）～12日（日）

④緑のリサイクル

チップ材を公園・緑地等の防草材として使用しています。平成23（2011）年度の実績及び平成10年度からの合計は、次のとおりです。

チップ化実績（単位：m<sup>3</sup>）

平成年度	チップ
21	1,700
22	1,715
23	1,500
平成10年度からの合計	12,666

⑤北摂山や山麓一体の緑の保全

平成17（2005）年度から平成22（2010）年度の6か年の事業として、大阪府による自然環境保全治山事業を、泉原・上音羽・銭原地区等の府立自然公園及び保安林指定区域に導入し、森林整備や作業道、えん堤などの工事を実施しました。引き続き自然環境の保全や森林の持つ国土保全機能の向上に努めています。

⑥里山の森林や農地などの適正な保全と活用

ア 里山の森林

山間地域において、森林ボランティアグループによる森林整備が行われています。また、平成17（2005）年度から森林サポーター養成講座を開講し、森林ボランティアの育成に努めています。

これらを背景として、平成18（2006）年度には、森林ボランティアの養成と市民参加による自主的な里山保全を推進するための拠点施設として、旧春日丘高校泉原分校校舎を改修し、会議室・研修室・展示室や木工室等を備えた「里山センター」を整備しました。

## イ 農地（棚田）

遊休地が増加傾向にあることから、農家による利用集積や、市民農園開設により、都市住民の利用促進を図り、解消に努めています。

### ⑦農地やゴルフ場に対する化学肥料や農薬の適正使用

#### ア 農家

大阪府において、環境に配慮した農業者の支援を行うため、大阪府が基準を作成し、減農薬・減化学肥料栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度があります。本市においてもこの制度を活用し、茨木産のエコ農産物に「いばらきっ子」と愛称をつけるなど、減農薬・減化学肥料栽培の推進に取り組んでいます。

平成 14（2002）年度末の「農薬法」の改正に伴い、無登録農薬の使用が禁止されるとともに、違法な販売・使用等に対する罰則が強化されています。また、平成 18（2006）年 5 月の「食品衛生法」の改正により、残留農薬が一定量以上含まれる食品の販売が禁止となる「ポジティブリスト制度」が導入されたことから大阪府、J A 茨木市とともに農薬の飛散防止・適正使用を呼びかけています。

#### イ ゴルフ場

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針基準」及び「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づいて、農薬散布の使用計画及び使用実績と水質検査書が提出され、大阪府を通じて指導・取締りを行っています。

## 2 快適環境の創造

### （1）都市緑化の推進

#### 【現状】

##### ①まちの緑化

「茨木市緑の基本計画」で中期目標（平成 17（2005）年）と長期目標（平成 37（2025）年）として、緑地の整備目標を定めており、目標値達成のため年次的に整備を進めています。

##### ②公園・緑地の整備、緑化の計画

本市で開設している都市公園等（都市計画公園、都市計画緑地、その他の公園・緑地）は 183 か所、面積 110.71ha で、児童遊園 290 か所、面積 13.00ha を加えると、公園・緑地などの合計は 473 か所、面積 123.71ha となっています。

##### ③生垣緑化推進事業

「茨木市生垣緑化推進事業補助要綱」にもとづき、生垣の設置等に対してその費用の一部を補助する制度です。平成 7（1995）年度より実施しており、生垣延長実績計 698.6m となっています。

##### ④寄贈樹木移植業務

本市に寄贈された樹木を公共施設に移植する事業を行っています。平成 6（1994）年度から実施しており、移植実績は 891 本となっています。

##### ⑤花と緑の街角づくり推進事業

公園・児童遊園や公共性の高い民有地を含めた場所に自治会や地域の団体等が植樹・管理ができるよう、花苗の配布やポット貸付をする事業で、平成 6（1994）年度から実施しています。

## ⑥市の木や花を用いた修景整備、街路整備等の推進事業

本市の花「バラ」を鑑賞するため若園公園にバラ園を設置するほか、西河原公園や、中央公園などにバラ花壇を設置しています。

## ⑦茨木自然歩道の整備

北摂連山や竜王山等の豊かな自然の中で、澄んだ空気と土の香りに親しみ、また四季のうつり変わりを楽しんでいただけるよう、本市の山間部を東西に通じる東海自然歩道をはじめ、竜王山、武士（もののふ）、鉢伏、山脈（やまなみ）、キリシタン、北山の6ルート（全長 44.9 km）の茨木自然歩道を設けています。

## 【講じた施策】

### ①まちの緑化

市街地における身近なみどりは、平成 24（2012）年 3 月末現在、市民ひとりあたりの公園面積は、都市公園等で 4.01 m<sup>2</sup>、児童遊園を加えると 4.49 m<sup>2</sup>となっています。

### ②公園・緑地の整備、緑化の計画

平成 23（2011）年度は、西河原公園防災公園部分の遊具等の整備、植栽等を行いました。

### ③生垣緑化推進事業

平成 23（2011）年度生垣緑化延長は 4 件・32.5mでした。

### ④花と緑の街角づくり推進事業

平成 23（2011）年度中に、新たに 6 か所を追加しました。

### ⑤市の木や花を用いた修景整備、街路整備等の推進事業

引き続きバラ園・花壇の充実に努めました。

花と緑の街角づくり推進事業の実績表

項目／年度		21	22	23
花壇を対象とする団体	団体数	31	33	33
	委員数	432	456	461
	規模（m <sup>3</sup> ）	351	356	351
空閑地を対象とする団体	団体数	22	22	23
	委員数	347	347	354
	規模（m <sup>3</sup> ）	355	355	359
フラワーポット貸出団体	団体数	71	76	80
	委員数	948	999	1,044
	規模（基）	1,064	1,115	1,155

## (2) 都市景観の保全と創造

### 【現状】

本市では、美しさ、快適さ、潤いといった、環境の質の向上に対する市民意識が高まる中、都市景観の視点から、潤いがあり、愛着を感じ、魅力あふれるまちづくりを創造するため、平成元年に、都市景観の整備及び形成に関して基本的な事項を定めた「茨木市都市景観整備基本要綱」を制定しました。

さらに、平成2（1990）年1月には、都市景観の整備を総合的かつ計画的にすすめるため、都市景観整備の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者が市とともに協力してその実現を図るための指針となる「茨木市都市景観整備基本計画」の策定を行い、平成2（1990）年3月から、大規模建築物（4階以上、高さ10mを越えるもの又は建築面積が1,000㎡以上のもの）及び広告物について、市内全域において届出を義務づけ、協議・指導を行い都市景観の推進に努めています。

また、平成3（1991）年5月には都市景観の向上と市民意識の高揚を図るため、「茨木市都市景観表彰実施要綱」を制定し、特に優れた都市景観の形成に寄与している建築物、工作物、広告物及びまちなみについて表彰を行っています。

なお、「景観法」に基づき、より実効ある景観施策を進めるため、平成22（2010）年4月に景観行政団体となり、これまでの景観施策を踏まえた上で、景観法に基づく景観計画の策定を進めています。

### 【講じた施策】

茨木らしさを保全又は創造していくため、市内の景観上重要となる10地区を都市景観整備地区として指定しています。

そのうち8地区については、地区の現状を詳細に調査し、将来の景観整備に関する全体計画をとりまとめた「地区都市景観整備計画の策定」を行い、その計画に基づいて、「地区都市景観形成基準」を定め、住民の皆さんの理解と協力を得ながら景観形成を進めています。

具体的には、阪急高架周辺地区、中央通り周辺地区、茨木鮎川線周辺地区、エキスポロード周辺地区、川端通り・桜通り周辺地区、彩都西部地区の一部、道祖本摂津北線周辺地区、及び椿の本陣周辺地区の8地区を指定しており、地区内における建築行為等について届出制度を実施し、それぞれ協議及び指導を行っています。

なお、今後は要綱による指導ではなく、景観法を活用して良好な都市景観との保全と形成を進めることとしており、「茨木市景観計画」では、市域全体を景観計画区域に設定し、市街化調整区域の範囲を「みどり田園景観区域」、市街化区域を「まちなみ景観区域」、さらに市のシンボリックな景観形成上重要な地区を「景観形成地区」に指定することとしています。平成24（2012）年度早期に計画を運用するために必要な景観条例を制定し運用していく予定です。

## (3) 環境負荷に配慮した都市整備

### 【現状】

宅地開発等の許可時に「開発指導要綱」や「細街路整備計画」等に基づき、適正な規制・誘導等を行い、快適な生活環境を確保するよう指導しています。

### 【講じた施策】

#### ①「開発指導要綱」による規制等

宅地開発等の許可の際には、緑化空地や周辺空間の確保、公園の整備、一宅地規模の最低面積などを定めた「開発指導要綱」に基づき、良好な住環境を整備するよう指導を行っています。

## ②細街路整備事業

市街地の環境、安全性等の向上のため市内各所に道路幅員 6.3mを基本とした「細街路整備計画」を策定し、開発行為等の土地利用時において計画に基づき整備・誘導を行い、ゆとりある都市空間の形成に努めています。

## ③開発許可

平成 23 (2011) 年度の開発許可件数は 36 件、細街路整備事業については、整備箇所は 22 か所、整備面積は約 1,000 m<sup>2</sup>となっています。

## (4) 住環境の維持・増進

地域住民で良好な環境を維持・保全されてきた地域や、土地区画整理事業等で都市施設を含んだ面的整備がなされた地域、一団の住宅地開発等では、それぞれの地域の特性を活かしながら、建築物の用途、形態等について総合的なルールを定める地区計画制度等を活用し、良好な住環境の形成の誘導及びその維持・増進を図っています。

なお、平成 23 (2011) 年度末現在の地区計画決定地区数は、31 地区となっています。

## (5) 住工混在地域における都市計画制度等に基づく、適正な土地利用の誘導について

住環境の保全と工業地の維持・保全をともに進め、総合的な都市機能を維持・増進するため、都市計画で定める用途地域により、無秩序な混在の防止に努めています。しかしながら、近年の社会経済環境を背景として工場の移転が進行し、跡地に住宅が建設されることが増えてきています。

このような一団の住宅市街地の開発にあたっては、用途地域の制限では工場等の立地も可能であることなどから、地区計画制度を活用して建築物の用途等の制限を行い、新たに形成される住宅地等に配慮した良好な環境形成に努めています。

## (6) 市民参加の地区環境整備の推進・啓発事業の推進

建築物の用途、形態など地域のまちづくりを総合的に進める地区計画の活用を推進していますが、その決定にあたっては、地域住民等とともに案の作成を進めるなど、市民の参加を基本に進めています。

また、定めた内容を地域住民に周知し、ルールを守ったまちづくりが進められるよう、地区計画の目的や内容を分かりやすく説明した資料を作成・配布するなど、その啓発にも取り組んでいます。